平成２９年（フ）第１１３２号
京都市中京区神泉苑通御池下る神泉苑町８番地　神泉苑荘　２階　202号室
債務者　大野　章郎
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
沖縄県浦添市宮城１丁目７番３－102号　アップルハウス
債務者　町田　　健
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小口　幸人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１６号
沖縄県浦添市宮城１丁目７番３－102号　アップルハウス
債務者　町田　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小口　幸人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市日宇町682―16　スカイプラザシティ405号、住民票上の住所長崎県佐世保市もみじが丘町41番地61
債務者　西村　清仁
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１６３３号
埼玉県桶川市大字下日出谷790番地の７
債務者　田中　則彦
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
宮崎市大字田吉2437番地６、前住所宮崎市城ケ崎３丁目６番地４　フルータＦ号
債務者　濵砂　秋雄
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
北海道北見市常呂町字常呂181番地
債務者　古川商店こと　古川　　壽
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
北海道利尻郡利尻町沓形字神居79番地
債務者　惣万　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５７号
北海道利尻郡利尻町沓形字泉町70番地
債務者　惣万　　律
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５８号
北海道利尻郡利尻町沓形字泉町70番地
債務者　惣万　榮子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　善康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
富山県魚津市大光寺2322番地　エステート原205
債務者　宮野　謙大
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２４号
北海道室蘭市中島本町１丁目５番17―301号
債務者　早川　聖子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字道割堂260番地２　Ｂ棟、前住所山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目３番15号　竜ケ丘コーポ103
債務者　ヒルチー知実
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海323番地の30
債務者　井手ヒデアキこと　ＩＤＥ　ＥＤＳＯＮ　ＨＩＤＥＡＫＩ
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２号
茨城県かすみがうら市稲吉南１丁目６番５号　セントラルアヴェニューＡ－102
債務者　村上　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
茨城県土浦市川口１丁目７番９－701号　パレスコア、前住所茨城県土浦市板谷７丁目601番地44
債務者　熊谷　慎二
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係